

3-1149

0029

外務省文書課
受第 75 號
15915

海外報揭載濟
大正15年10月
第14620號

200

館事領本日サッテオ在

附屬書類

公第七二二號

通商局

附屬書類

大正十五年八月十日
領事代理領事 上林 伴
大正十五年七月六日 記録係

外務大臣 男爵 齋藤 實 閣下 謹啓
致 露 邦 駐 日 領 事 館 閣 下
本 件 關 於 別 冊 件 類 查 書 一 通 郵 送 申 送
為 仰 送 申 送 申 送

大正十五年八月十日
領事代理領事 上林 伴
大正十五年七月六日 記録係

造販業ニ対シテ一八・九%、皮革製品ノ製造、対シ
 テ一〇%、夫レ減小シテ居ル、一九二四年一五年度
 二個人証券株式会社ノ融通資本総額、著シク増大
 シ、其ノ増大率ハ五七・九%ニ達シテ居ル。在ノ如キ
 事態ニ基キテ、貿易人民生會ニ將來、於テ個人資
 本、一一般利ノ益也、優勢トシテ傾向ヲ示シ、其ノ諸企業
 対スル指導機關が、指導取締ニ當リテ時宜、適應セバ、
 疑々モナク個人市場ノ發展、實現シ得ル、ア
 アラウトノ觀察ヲ持シテ居ル。

在外公館

12

総額トシテ、調査ニ依リハ、証券業、対スル個人資
 本ノ投資額、著シク多額ニ達シ、本年新刊期ニ於テハ、
 左トラストノ融通資本ノ一四%ニ達スル個人資本
 ノ加入ヲ見ゆ、四、五箇月、於テハ、一四%ニ及ビテ居
 ル。以テ、現在、在リテ、販賣ノ為ニ、証券供給ヲ變クシ、
 トカ出来ルニ至ルモノ、証券トラスト、及、其ノ加入者
 以外、左トラストノ租借経営トナワテ居ル市場銀行業
 取引部、教務取引會社等、迄ヤナク、將來、証券業
 対スル個人資本、益々増大シ、其ノトモ、六%乃至二
 八%ニ達スル見込アリ。目下個人トシテ、至十、
 証券市場、在リテ、個人資本ノ活動、

在外公館

20

及以、課税ハ輸送総量ニ対スル一九%小麦及小麦粉ハ
 輸送総量ニ対スル二三%ニ相準シテ居ル。右ノ如ク
 個人教商ノ輸送総量ノ最大限度、達シテ期ニ個人
 資本ハ主トシテ品質優良ナル小麦粉ノ取引ヲ行フテ
 居ルノヲアテ、其ノ三八%ヲライテ、輸送シ
 夕七ノヲアテ、又個人教商ノ取扱、タル穀物ノ六〇%
 リ小麦及小麦粉ヲアテ、然レ共後ニ至リ、貿易人
 民委員会ノ嚴禁取引取締政策が個人取引穀物、対シ
 テ嚴酷ナル制限ヲ加ヘ、又新次個人取引穀物ノ取
 量ハ、輸送ノ事、本年六月ニ於テ、僅カ、五五九
 即チ全量ニ対スル五%止、抑ハシタノヲアル
 新ノ地ノ各地方向ニ取引サシ、個人教商ノ取扱穀物ハ
 著シク減退シタ結果トシテ、國營穀物取引機關及コナ
 ハ、三千一、一、一、穀物取扱者ハ、其ノ爲メ、心ヲ各農ヲ
 工廠ノカ、之、反シテ貿易人民委員会ノ権ヲ、穀物

在外公館

23

輸送穀物量
 五月 四三九
 六月 五五九
 七月 三六九
 八月 三六九
 九月 三六九
 十月 三六九
 十一月 三六九
 十二月 三六九
 計 三六九
 個人教商ノ輸送総量ノ最大限度、達シテ期ニ個人
 資本ハ主トシテ品質優良ナル小麦粉ノ取引ヲ行フテ
 居ルノヲアテ、其ノ三八%ヲライテ、輸送シ

在外公館

